

印

【扶養義務等に係る定期金債権による差押え】

## 債 権 差 押 命 令 申 立 書

仙台地方裁判所第4民事部 御中

平成 年 月 日

申立債権者

印

電 話 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

ファクシミリ \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

当事者  
請求債権  
差押債権 } 別紙目録のとおり

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の执行力ある債務名義の正本に記載された請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

第三債務者に対し、陳述催告の申立て（民事執行法第147条1項）をする。

### 添付書類等

- 1 執行力のある債務名義正本 \_\_\_\_\_通
- 2 同送達証明書 \_\_\_\_\_通
- 3 資格証明書等 \_\_\_\_\_通

（ については、レを付したものに限り該当事項である。 ）

印

## 当事者目録

(ある事項は、にレを付したものに限り該当事項である。)

(住所) 〒\_\_\_\_\_

債 権 者 \_\_\_\_\_

(送達場所) 住所に同じ  
〒\_\_\_\_\_

(債務名義上の住所) \_\_\_\_\_

(債務名義上の氏名) \_\_\_\_\_

(住所) 〒\_\_\_\_\_

フ リ ガ ナ  
債 務 者 \_\_\_\_\_

(債務名義上の住所) \_\_\_\_\_

(債務名義上の氏名) \_\_\_\_\_

(住所) 〒\_\_\_\_\_

第三債務者(氏名又は法人名) \_\_\_\_\_

代表者 代表取締役 \_\_\_\_\_

(送達場所) 〒\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

印

## 請求債権目録

(扶養義務等に係る定期金債権等)

(ある事項は、にレを付したものに限り該当事項である。)

家庭裁判所\_\_\_\_\_支部 平成\_\_\_\_年(\_\_\_\_)第\_\_\_\_\_号  
事件の審判 調停調書  
正本に表示された下記金員及び執行費用

裁判所\_\_\_\_\_支部 平成\_\_\_\_年(\_\_\_\_)第\_\_\_\_\_号  
事件の執行力のある判決  
正本に表示された下記金員及び執行費用

法務局所属公証人\_\_\_\_\_作成の平成\_\_\_\_年第\_\_\_\_\_号  
公正証書の執行力のある正本に表示された下記金員及び執行費用

### 記

1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金\_\_\_\_\_円

(1) 金\_\_\_\_\_円

ただし、平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月から平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月まで1か月\_\_\_\_\_円の  
割合による養育費の未払分

(2) 金\_\_\_\_\_円

ただし、執行費用

(内訳) 本申立手数料	金_____円
本申立書作成及び提出費用	金_____円
差押命令正本送達費用	金_____円
資格証明書等交付手数料	金_____円
執行文付与申立手数料	金_____円
送達証明書申請手数料	金_____円
確定証明書申請手数料	金_____円

2 確定期限が到来していない各定期金債権

(1) 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月から平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月まで、毎月\_\_\_\_日限り  
金\_\_\_\_\_円ずつの養育費

(2) 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月から平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月まで、毎月\_\_\_\_日限り  
金\_\_\_\_\_円ずつの養育費

【養育費用】

印

## 請求債権目録

(扶養義務等に係る定期金債権等)

(ある事項は、にレを付したものに限り該当事項である。)

家庭裁判所\_\_\_\_\_支部 平成\_\_\_\_年(\_\_\_\_)第\_\_\_\_\_号  
事件の審判 調停調書  
正本に表示された下記金員及び執行費用

裁判所\_\_\_\_\_支部 平成\_\_\_\_年(\_\_\_\_)第\_\_\_\_\_号  
事件の執行力のある判決  
正本に表示された下記金員及び執行費用

法務局所属公証人\_\_\_\_\_作成の平成\_\_\_\_年第\_\_\_\_\_号  
公正証書の執行力のある正本に表示された下記金員及び執行費用

### 記

1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金\_\_\_\_\_円

(1) 金\_\_\_\_\_円

ただし、平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月から平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月まで1か月\_\_\_\_\_円の  
割合による婚姻費用分担金の未払分

(2) 金\_\_\_\_\_円

ただし、執行費用

(内訳) 本申立手数料	金_____円
本申立書作成及び提出費用	金_____円
差押命令正本送達費用	金_____円
資格証明書等交付手数料	金_____円
執行文付与申立手数料	金_____円
送達証明書申請手数料	金_____円
確定証明書申請手数料	金_____円

2 確定期限が到来していない各定期金債権

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月から離婚又は別居解消に至るまでの間、毎月\_\_\_\_日限り  
金\_\_\_\_\_円ずつの婚姻費用分担金

【婚姻費用分担金用】

印

## 差押債権目録

( のある事項は、にレを付したものに限り該当事項である。 )

- 1 金\_\_\_\_\_円(請求債権目録記載の1)
- 2 (1)平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月から平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月まで、毎月\_\_\_\_日限り金\_\_\_\_\_円ずつ(請求債権目録記載の2(1))  
(2)平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月から平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月まで、毎月\_\_\_\_日限り金\_\_\_\_\_円ずつ(請求債権目録記載の2(2))

債務者(\_\_\_\_\_勤務)が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書1及び2の金額に満つるまで。

ただし、頭書2の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

### 記

- 1 給料(基本給と諸手当、ただし通勤手当を除く。)から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の2分の1(ただし、前記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の2分の1(ただし、前記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

なお、1、2により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税、住民税を控除した残額の2分の1にして、1、2と合計して頭書金額に満つるまで。

印

## 差押債権目録

( のある事項は、にレを付したものに限り該当事項である。 )

- 1 金\_\_\_\_\_円(請求債権目録記載の1)
- 2 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月から離婚又は別居解消に至るまでの間、毎月\_\_\_\_日限り  
金\_\_\_\_\_円ずつ(請求債権目録記載の2)

債務者(\_\_\_\_\_勤務)が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書1及び2の金額に満つるまで。

ただし、頭書2の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

### 記

- 1 給料(基本給と諸手当、ただし通勤手当を除く。)から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の2分の1(ただし、前記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の2分の1(ただし、前記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

なお、1、2により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税、住民税を控除した残額の2分の1にして、1、2と合計して頭書金額に満つるまで。